（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［２～33　略］

34　第四十九条の二十三の六に規定する携帯移動地球局及び第五十四条の三第四項に規定する地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第四十九条の二十三の六　高度一、一〇〇㎞を超え一、三〇〇㎞以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七GHzを超え一二・七GHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ　携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。

ハ　携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

ニ　周波数及び輻射する電力は、携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ホ　自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ヘ　他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。

ト　送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。

二　送信装置の条件

四〇Hz帯域幅当たりの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

主輻射方向からの離角（θ）	最大輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）
〇度以上一度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.5\theta+20$デシベル
一度以上二度未満	次に掲げる式による値以下 $-1.5\theta+21$デシベル
二度以上三度未満	次に掲げる式による値以下 $-\theta+20$デシベル
三度以上四度未満	次に掲げる式による値以下 $-5\theta+32$デシベル

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［２～33　同上］

［新設］

［新設］